

【 募 集 要 領 】

「帯広市個人情報の保護に関する法律施行条例（骨子案）」に関するパブリックコメント（市民意見の提出制度）の実施について

個人情報の保護に関する法律の改正により、地方公共団体の個人情報保護条例が改正法に一本化され、帯広市の個人情報保護制度についても、同法に基づく全国的な共通ルールが適用されます。

これに伴い、現行の帯広市個人情報保護条例を廃止するとともに、法から委任された事項や条例で定めることが許容された事項について検討し、法の施行に必要な事項を定める条例を新たに制定するにあたり、パブリックコメントを実施しますので、市民の皆さんのご意見、ご提言をお寄せください。

1. 意見募集案件名

帯広市個人情報の保護に関する法律施行条例（骨子案）

2. 資料の名称・入手方法

資料の名称	入手方法		
	市ホームページ	閲覧	配布
帯広市個人情報の保護に関する法律施行条例（骨子案）の概要	○	○	○
（別紙）帯広市個人情報の保護に関する法律施行条例制定等に係る検討内容（詳細）	○	○	○
（参考資料1）個人情報保護法の改正について（国（個人情報保護委員会）作成資料）	○	○	○
（参考資料2）個人情報の保護に関する法律（令和5年4月1日施行版）	○	○	○
（参考資料3）個人情報の保護に関する法律施行条例に係る個人情報の保護に関する法律（令和5年4月1日施行）の委任規定等一覧	○	○	○
（参考資料4）帯広市個人情報保護条例（現行条例）	○	○	○
（参考資料5）帯広市情報公開条例（現行条例）	○	○	○

3. 資料の閲覧・配布場所

施設名	所在	閲覧時間	休館日	連絡先
市庁舎 3階 広報広聴課	西 5 南 7	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	広報広聴課 65-4109
市庁舎 5階 情報室	西 5 南 7	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	総務課 65-4101
市庁舎 5階 総務課 ※担当課	西 5 南 7	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	総務課 65-4101
川西支所	川西町西 2	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	59-2011
大正支所	大正本町	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	64-5341
鉄南コミセン	西 2 南 24	9:00～22:00	火曜・年末年始	25-2295
東コミセン	東 7 南 9	9:00～22:00	火曜・年末年始	24-5750
緑西コミセン	西 17 南 4	9:00～22:00	火曜・年末年始	33-0625
啓北コミセン	西 13 北 2	9:00～22:00	火曜・年末年始	33-0623
西帯広コミセン	西 23 南 2	9:00～22:00	火曜・年末年始	37-3885
南コミセン	西 10 南 34	9:00～22:00	火曜・年末年始	47-0433
帯広の森コミセン	空港南町南 11	9:00～22:00	火曜・年末年始	47-3974
森の里コミセン	西 22 南 4	9:00～22:00	火曜・年末年始	36-3270
図書館	西 2 南 14	10:00～20:00 (土日祝～18:00)	月曜日(月曜祝日のときは翌日)・ 月末・年末年始	22-4700
市民活動交流センター	西 2 南 8 (藤丸 8F)	10:00～19:00	年末年始・藤丸休業日	20-3004

※帯広市ホームページからも閲覧・入手できます。(https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/)

4. 意見等の提出方法

- (1) 電子メール、ファクス、郵送、持参でお寄せください。(電話による意見の提出はできません。)
- (2) 提出様式は任意ですが、案件名、住所、氏名(法人その他の団体の場合は、名称および代表者名)を記載してください。(別紙「意見等の提出書」を参考にしてください。)
- (3) 電子メールによる提出の場合は、帯広市ホームページからダウンロードできる所定の様式以外の添付ファイルの使用はご遠慮ください。

5. 意見等の提出先

帯広市総務部総務室総務課(市庁舎5階)まで
〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地
ファクス番号 : 0155-23-0151
メールアドレス : general@city.obihiro.hokkaido.jp

6. 意見の募集期間

令和4年11月22日(火)～令和4年12月21日(水)
※持参の場合は平日8時45分～17時30分(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)
※受付終了は、最終日の17時30分必着(施設職場においては、施設の閉館時間必着)

7. その他

- (1) 意見提出用紙の大きさや枚数は問いませんが、意見が長文になる場合や、膨大な資料を提出する場合は、併せてその要旨を提出してください。
- (2) 募集締切後、意見を取りまとめ提出意見およびその意見に対する市の考え方を公表します。なお、提出時に記載された住所、氏名については、公表しません。